

入善町新庁舎建設基本設計業務公募型プロポーザル競技  
技術提案書等作成要領

1 競技の名称

入善町新庁舎建設基本設計業務公募型プロポーザル競技

2 事務局

入善町役場総務課 庁舎整備推進室

〒939-0693 富山県下新川郡入善町入膳 3255 番地

TEL : 0765-72-2845(直通) FAX : 0765-74-0067

E-mail : soumu@town.nyuzen.toyama.jp

3 技術提案書の提出方法

(1) 提出書類

- ① 技術提案提出書・・・・・・・・・・・・・・・・・・(様式9) A4たて
- ② 業務実施方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・(様式10) A4たて
- ③ 技術提案書・・・・・・・・・・・・・・・・・・(様式11) A3よこ

(2) 書式等

- ① 技術提案書は、すべて片面使用とし、用紙の大きさは「日本工業規格A4及びA3」とします。A3については、一部折込み添付とします。
- ② 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単価は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位に限ります。

(3) 提出期限

令和2年9月15日(火)午後5時まで

(4) 提出場所

事務局

(5) 提出方法

- ① 事務局まで持参又は郵送(配達証明付書留郵便に限る。提出期限内必着。)により行うこととし、併せて提出書類の電子データを収録したCDも提出してください。
- ② 電子メールによる提出は受理しません。
- ③ 要求した内容以外の書類、図面等については受理しません。
- ④ 提出された技術提案書の書類は返却しません。

(6) 提出部数

技術提案提出書(様式9)は1部提出とし、様式10及び様式11は、左上1箇所をホチキス等で留め、10部提出してください。

## 4 技術提案書の記入要領及び注意事項

### (1) 基本事項

本プロポーザルの目的は、優れた構想を提案できる設計者を選定することにあります。提案者は、本設計にあたっての考え方を「業務実施方針（様式10）」、「技術提案書（様式11）」に、文章で効果的かつ簡潔・明瞭に表現してください。技術提案書はA3を使用し、4枚以内にまとめてください。

なお、文章を補完するための写真、イラスト、スケッチ、イメージ図は使用できますが（着色、彩色可）、具体的な設計図、模型は使用できません。文章の文字サイズは8.0ポイント以上、イラスト・イメージ図等の室名、注釈等は6.0ポイント以上のものとします。

本要領において記載した事項以外の内容を含む技術提案書については、提案を無効とする場合があります。

### (2) 各様式における作成及び記載上での留意事項

- ① 様式10により、業務への取組体制、工程計画、動員計画、設計上特に配慮する事項等を1枚にまとめ記載してください。
- ② 様式11により、以下の課題に対する考え方等を4枚以内にまとめ記載してください。なお、課題ごとの内容は主な視点であり、関連する事項であれば、新たな提案を盛り込むことも可能です。

#### 提案課題

課題1 配置計画（庁舎・書庫・車庫等）、外構計画（広場・駐車場・植栽等）の考え方についての提案

- ・ ゾーニング・動線計画・ランドスケープ等
- ・ 周辺環境（中央公園・総合体育館・水の小径等）との調和

課題2 施設計画（部署の配置等庁舎内部の平面計画）の考え方についての提案

- ・ ゾーニング・動線計画・建築計画等

課題3 庁舎づくりの考え方についての提案

課題3-1 利用しやすい庁舎についての提案

- ・ 現庁舎のフロア構成にとらわれない、町民等が利用しやすいフロア構成
- ・ ユニバーサルデザインに配慮した利用しやすい空間計画等

課題3-2 災害対応・防災拠点機能についての提案

- ・ 地震や黒部川氾濫による浸水等の非常時に迅速かつ的確に対応できるような建物計画
- ・ 災害対策拠点としてふさわしい庁舎

課題3-3 建設コスト及びライフサイクルコストの低減についての提案

- ・ 構造、工法、素材等
- ・ 設備機器、外装材等の維持管理費

課題3-4 環境負荷の低減や建設地の立地特性への配慮についての提案

- ・ 省資源、省エネルギー対策

- ・ 富山県の気候風土・入善町の立地特性への配慮

課題4 その他／設計者独自の提案等（※提出の有無は任意とする。）

- ③ 様式10及び様式11は、提出者を特定することができる内容の記述（具体的な会社名等）は記載しないでください。

## 5 技術提案書の特定（第二次審査）

(1) 技術提案者の特定は以下のとおり実施します。

- ① 実施場所 入善町民会館 視聴覚室  
〒939-0626 富山県下新川郡入善町入膳 3200 番地
- ② 実施日 令和2年10月上旬  
(具体的な日時等は決定次第公表します。)
- ③ 出席者 管理技術者1名、意匠及び設備（電気又は機械）担当主任技術者から2名以内の計3名以内とします。なお、原則として代理者の出席及び指定された者以外の出席は認めません。
- ④ その他 詳細については、プレゼンテーション・ヒアリング実施者へ別途通知します。

(2) プレゼンテーション・ヒアリング時の説明に際しては、提出した技術提案書（プロジェクター等を使用し拡大映像での使用も可）のみを使用することとします。

なお、拡大映像で説明する際のパソコン及びプロジェクターについては、各自で用意してください。事務局ではスクリーンのみ準備します。

提出した技術提案書以外の資料を使用した場合、提出された技術提案書は無効とします。また、プレゼンテーション・ヒアリング時の追加資料等は受理しません。

(3) プレゼンテーション・ヒアリングに出席しない場合は受注意思がないものとみなし、原則として特定しないこととします。ただし、交通機関の事故等真にやむを得ない理由がある場合は、速やかに事務局へ連絡をしてください。